

第4章 悪 臭

1. 概 要

悪臭は、「人に不快感、嫌悪感を与えるものであって、一般に低濃度、多成分の複合臭気であり、人間の嗅覚に直接訴え、生活環境を損なうおそれのあるにおい」と解されています。

また、主な悪臭公害の特徴は次のようにいわれています。

- イ) 感覚公害の代表的なものであり、主観的です。住民は悪臭の多い少ないではなく、悪臭がにおわないことを求めます。
- ロ) 人間の嗅覚は、他の感覚にくらべ定性・定量能力が低いですが、検知能力（感度）は高いといわれています。また、順応性、個人差、疲労があり、生活環境でその感じ方も異なります。
- ハ) 悪臭公害の多くは、低濃度、多成分の混合体からなり各々の成分の閾値は異なり、一般に閾値は低く、一度閾値に達すると強烈な悪臭となるものが多くあります。
- ニ) 悪臭は、その質及び濃度と被害の間の評価方法が環境条件、個人的条件（身体、精神、嗜好など）を含めて確立されていません。
- ホ) 悪臭物質は数十万ともいわれており、それら成分間には相乗作用、相殺作用があることが知られています。特有の悪臭に関して極微量物質、関与するコンポーネント、前駆物質もあり、まだ未解明なことが多くあります。
- ヘ) 機器分析の進歩はめざましいものの、悪臭の機器分析法は確立されたとはいえません。
- ト) 悪臭の発生源は多様です。悪臭は大部分の成分を除去しても、人間の感覚ではさほど減少せず、また、除去率ではいえない面があります。

2. 現 状

悪臭苦情件数の経年変化をみると、最近 10 年間では、6～17 件の間を推移しています。

表 2-4-1 悪臭苦情件数の経年変化

年 度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
件 数	14	15	14	9	12	17	15	17	15	6

※当該年度に新たに受付した件数（前年度より継続している案件は含まない。）

3. 法令等による規制

悪臭を規制する法律として悪臭防止法があります。本市では、2012(平成24)年3月23日、成田市告示第83号により、規制基準および規制地域を指定しており、2012(平成24)年4月から施行しています。規制基準は特定悪臭物質の濃度規制が導入されており、22の特定悪臭物質について規制基準が定められています。このうち更にアンモニア、硫化水素、トリメチルアミン等の13物質については、煙突等から排出される場合、排出口の高さに応じた規制基準が適用されます。

また、規制地域は都市計画法に基づく用途地域が指定されており、規制対象地域以外では成田市公害防止条例により規制し、「悪臭の規制基準は、周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出し又は飛散する場所の周辺の人々の多数が著しく不快を感じると認められない程度とする。」と定めています。

千葉県では、においを総合的に把握出来る官能試験法の特徴を活かした「三点比較式臭袋法」を採用して1981(昭和56)年6月に悪臭防止対策の指針を作成し、指導目標値を定めました。

本市でも、これらに基づいて悪臭の調査測定や指導等を行っていました。

表 2-4-2 三点比較式臭袋法による指導目標値（臭気濃度）

地 域 の 区 分		排出口	敷地境界
地 域	該 当 地 域		
住居系地域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	500 程度	15 程度
工場・商店 住居混在地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 無指定地域（工業団地を除く）	1,000 程度	20 程度
工業系地域	工業地域 工業専用地域 工業団地	2,000 程度	25 程度

※ 臭気濃度とは、臭気のある空気は無臭の空気では臭気を感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数をいう。

4. 調査・測定

悪臭発生源の調査測定は、1978(昭和53)年から2019(令和元)年度まで実施していましたが、調査対象となっていた魚腸骨処理場が2019(令和元)年11月に操業を停止し、悪臭公害が解消されたことから、現在は調査測定を実施していません。